

鳥取県教育振興基本計画に対する意見と対応方針

【意見に対する対応方針案の分類】

A : 反映させた意見（一部反映も含む）
 C : 今後の検討課題とする意見
 E : 質疑応答・その他

B : 既に盛り込み済み又は今後対応する予定の意見
 D : 対応困難な意見

1 パブリックコメント

①全体

| 意 見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|--|---|
| 計画に鳥取らしさが足りない。総合学習的な視点での郷土史教育などを実施してみればよい。 | 鳥取らしさは具体的な取組として記載されているが、再度、鳥取らしさについて検討する。 | A |
| 具体的な郷土密着の施策をはっきりとうたうことが必要。 | | A |
| 鳥取県の特徴がない。鳥取県人を育てるといふ特徴がほしい | | A |
| 鳥取県民の特徴的に良いところをどう伸ばすかよくわからない。具体的な施策があるといい。 | 具体的施策は毎年度アクションプランとして作成する。構造的な改善課題については、県の将来ビジョンで全庁上げて対応する予定。 | B |
| 数値目標はあるが財政的措置が担保されているのか。理念先行でとても具体的施策とは思えない。 | | B |
| 財政的措置の記述がない。理念だけが先行している。 | | B |
| 財政的背景を含めて教育振興を進めて欲しい。 | | B |
| 理念のみの記述が多く、具体的な施策がほとんどない。具体的な施策の検討に当たっては、構造的な改善課題も明確にした実施が求められる。 | | B |
| 取組の方向をもう一步踏み込んで具体性がほしい。 | | B |
| 計画されている事業は教育予算に限りがあるのどうやって実行していくのか。 | | B |
| 現在の案は取り組む方向性のみ示され理想として書かれた案のように感じた。具体的な取り組み施策は示されないのか。 | | B |
| 計画に予算の裏付けが見えてこない | | B |
| 連携したり育成する場合、「誰が中心となっていつまでにどのような成果を出す」というメッセージが必要 | | B |
| 「毎年度の予算編成において具体的な施策や個別の事業を教育現場や県民の声を聞きながら作りあげていく」とあるが、実行があいまいにできるように読める。 | | 本計画に沿った取組の自己評価とその結果に係る県民や関係機関の意見を参考に毎年度アクションプランを作成していく予定。 |
| 改正基本法の理念はどこに活かされているのか。総花的でメリハリが無く、心に迫ってこない。家庭教育の充実、道徳教育の充実、伝統・文化を尊び、国を愛する心、これらが県の基本計画に生かさなければならない。 | 家庭教育の充実、道徳教育の充実、伝統文化の尊び、国を愛する心として郷土を愛する姿勢は関係箇所に盛り込んでいるところ。 | B |
| 米国の「親となるための準備講座」を義務教育から行うべき。 | 家庭教育の充実の目指すところに記載しているとともに、アクションプランに「大人が変われば子どもかわる運動」の展開を記載しているところ。 | B |
| 鳥取県は「いい夫婦になろう」「いい親になろう」県民運動を展開すべき。 | | B |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|---|----|
| 「人は一人で生きているのではない。誰もが大自然の中に、人に活かされて生きている。そのことを自覚し、感謝する」といった理念に欠けている | 基本理念の考え方に盛り込むこととする。 | A |
| 「人権」ということばの定義が間違っている。「思いやり」や「自他の尊重」ということにすり替えている。 | 法や国の指導方法等のとりまとめに記述されている表現を参考に使っているものであり、了解いただきたい。 | E |
| 「県民」という表現は、「在日外国人」も含まれているのか。きちんと定義してほしい。 | 県内の住民のことを表す。 | E |
| この計画案が県民に開かれているとは思えない。周知されていない。 | ホームページのほか、各市町村窓口、図書館、県民局などでのチラシ配布のほか、新聞広告等でPRを行ったところ。 | E |
| 教育課題のある子どもたちの背景を見ることは同和教育で大事にされてきたこと。教育課題のある子どもたちに関わってどうしていくかという視点がほしい。 | 教育課題のある子どもたちに迅速かつ的確に対応するために、教職員の資質向上を行っているところ。 | B |
| 人財の育成＝高等教育の機会増で良いのか | 質問の意味が不明だが、基本理念に基づき各種取組を行うこととしている。 | B |
| 数値目標が目標に対して必ずしも適切でないところがあるのではないか。 | 再度チェックし、修正すべき所は修正した。 | A |
| 自己評価のほかに県民の評価も必要だと思う。 | 本計画に沿った取組の自己評価とその結果に係る県民や関係機関の意見を参考に毎年度アクションプランを作成していく予定。 | B |
| 教育の目的を真に民主的な新しい社会の形成者の育成、人格の形成を行うことと記述してほしい。 | 「真に民主的な新しい社会の形成者」という表現は意味不明であるし、教育基本法の教育の目的には記載されていないので記述しない。 | D |
| 先生には子どもに対して毅然とした態度で接してほしい。学校のきまり社会のルールというのは守らなくてはいけないということを子どもたちに徹底してほしい。ルールを守らせることと、人格を尊重することを両立してほしい。 | 目指す人間像と基本理念で盛り込んでいるところ。 | B |
| 鳥取は一級の文化に触れる機会が持ちにくいのでチラシ配布等で学校も協力すべき。 | できるかぎり支援する。 | C |
| 人権教育に大変力を入れているが、人権教育と同じくらいメディア教育を重視してほしい。この問題をおろそかにしては、教育振興基本計画が効果をもたらすことはない | メディア教育については、アクションプランに盛り込んでいるところ。 | B |
| 教育養成制度を再考せよ。教育とは教師と児童、生徒との関係である。教える教師の資質、指導力如何が、教育の成果を左右する。 | 「使命感と実践力を備えた教職員の養成・確保・配置」で盛り込んでいるところ。 | B |
| 先生を増やし、先生方がゆとりをもって子どもと接することができるようにしてほしいと思います。 | 教員定数の増は厳しい財政状況の中で困難な面もあり、教職員の過重負担・多忙感の解消策で対応するよう記載しているところ。 | B |
| 様々なニーズに対応していこうという意気込みが感じられますが、もう少しゆとりと余裕をもって教育に取り組んでほしい。 | | B |
| 先生を増やし、まずは先生から余裕を持って仕事に望んでほしい。それが何より子どものためになると思う。 | | B |
| やはり何をするにも今の先生方は忙しすぎる。よい教育をするには、お金をかけ、先生を増やし、子どもたちを手厚く支援していくことが大切。 | | B |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|---|----|
| 保護者自身への子育て教育、人権教育を必須とすべき。 | 必須については、対応困難。 | D |
| 教育にはある枠組みがあるがその前提となっていることに対する意識の確認と学校の仕組みという官僚的体質の打破が必要。 | 「特色ある学校運営の推進」の目指すところに記載しているところ。 | B |
| 携帯電話は例外を除いて持ち込み禁止を徹底すべき。 | 小中学校では原則持ち込み禁止としているところ。 | B |
| 鳥取県の教育の基本を県民と行政が協働で作りに上げていくためには、互いに責任を押しつけ合い頼りあうのではなく互いに胸襟を開いて耳を傾け合う姿勢が必要。情報公開、意見の反映を広く行い、その結果もしっかりと開示していただきたい。 | 施策目標の「県民との協働による開かれた教育行政の推進」に掲げて対応していく予定。 | B |
| 過疎への教育支援も具体的にご検討いただきたい。遠隔地の子どもは芸術文化にふれる機会をもつことは難しく大きな格差が生まれている。遠隔地へ出向いて子ども達や保護者に文化活動への余裕を与える具体的な施策をぜひ支援してほしい。 | 小中学校における芸術文化にふれる機会の確保は市町村の判断によるものであり、県は交付金による実施財源の支援と事業の斡旋を行っている。また、県事業として「芸術鑑賞教室」などの文化事業を実施しているほか、(財)鳥取県文化振興財団と県教育委員会による共催事業である「とっとり芸術宅配便」事業を実施しており、多数の小学校が活用しているなど、学校等にアーティストを派遣し子ども達に鑑賞や体験の機会を提供しているところ。 | B |
| メディア教育も県任せではなく、市町村がもっとしっかり取り組まなければいけない。市町村の教育委員会、学校、子ども会からの取り組みをしっかりと後押ししてほしい。 | 市町村、学校、地域からの要請を受け、「県ケータイ・インターネット教育推進員」による啓発活動を実施しており、草の根的に取り組んでいるところ。 | B |
| 子どもの体力低下、自立心低下は、放課後の子どもの忙しさ、余裕のなさに大きな一因がある。塾通い、習い事、放課後スポーツの過度な練習スケジュール、外遊びができにくい治安の低下、環境の変化など総体的に考えていかなければ難しい。 | 子どもたちの健やかな心身の発育・発達を図るためには、学校・家庭・地域での総合的な取組が必要であり、本基本計画を策定しているところ。また、子どもたちのスポーツ活動においては、行き過ぎた指導がないよう平成12年3月に鳥取県スポーツ振興審議会から出された提言の趣旨に則って推進していくことを本計画にも記載しているところ。 | B |
| 「鳥取県教育振興基本計画」は、現状の問題点を対処療法的に対応しようとするものではなく、国際的な視野にたった、中長期的なものであって欲しい。また、子どもが自由に成長できる受け皿を保障していくような内容や表現であって欲しいと願う。 | 受け皿の保障の意味が不明だが、本計画は、今後5年間の中長期的な計画である。 | E |
| 事実誤認や意図的に誇張された部分が多く、公的機関の発表する計画にはまったく相応しいものとは思われない。 | データ等や様々な方の意見を参考に作成した計画案であり、ご指摘には当てはまらない。 | D |
| もともと最低に改悪された教育基本法の文面をなぞっているだけなので、鳥取県教育委員会の主体性が見えてこない。 | | D |
| 字句の修正をしてほしい。 | 再度チェックし、修正すべき所は修正した。 | A |
| 教育委員会は教育の諸条件を整備し良質な教育環境を鳥取県に実現することに邁進してください。 | 様々な教育振興のために本計画の推進に邁進したい。 | E |
| 一刻も早くこの計画を根本的に見直し(廃止し)、教育委員会が本来なすべき仕事に立ち返ってくれることを願う。 | | E |

②教育行政の現状と課題

| 意見 | 対応方針案 | 分類 | |
|---|--|------------------------------------|---|
| 学力の二極化傾向等の背景にある理由が明らかにされていない。その他にもその背景が明らかでなく、子どもたち自身の責任問題として記述されていることを修正すべき。 | 背景は今後データを表示していく予定。また、学力の二極化等について、子どもたち自身の責任問題としてではなく、数値で表されている事実を列記したところ。 | B | |
| 現状認識が何に基づいたものなのかが不明なものがある。 | | B | |
| 現状分析について、教育委員会はどのようなデータをもとにしているかを明らかにすべき。 | | B | |
| 子どもたちに起こっている問題は、すべてその原因は子どもが生活している社会そのものにある。真に社会の在り方を問うような取り組みがなされるべきである。 | 社会システムを変えていくことは、国全体で考え取り組んでいくことであり、本計画のみで変えていくことは困難。現在の制度下のもと教育委員会の役割の中でできることに取り組む計画としている。 | D | |
| 家庭、地域社会の現状と課題では、大人が悪いというレベルの問題ではなく、格差と貧困の拡大等今の大人社会がなぜ生じているのかが明記されなくてはならない。自らの子どもに関わりたくても関われない大人がいることを記述してほしい。 | | D | |
| 現象的には少子化や学力の二極化、基本的生活習慣の乱れが見られるが、その原因や背景には社会の変化がある。教育活動でも社会の在り方を考える場面は必要だし、そういう条件整備を教育委員会にはお願いしたい。 | | D | |
| 子どもたちが努力しても報われない現状がある。その子どもたちの努力や願いを無にするような社会構造（貧困と格差）自体を是正する責任も教育行政にはあるので、そうした記述を追加すべき。 | | D | |
| 多岐にわたって記述されているが、矛盾する点が非常に多い。教育だけの問題ではなく、行政全体で教育ということを軸にした上で議論をするべきではないか。 | | D | |
| 仕事に対する誇りや夢は、働き続けることの出来る労働条件が整備されてこそ成立する。子どもたちが置かれている社会的背景を問うことこそ必要。 | | D | |
| 現状・課題に書かれてあることは、構造改革の結果。よって、目指すところ、取組の方向も家庭の規範意識に訴えるだけで、方向性が間違っている。 | | D | |
| 社会の仕組みを見直す取組を教育委員会から提起していただきたい。 | | D | |
| 子どもたちの現状と課題について、社会的背景を問うべき。 | | 「鳥取県の現状と方向」及び各項目の「現状・課題」に記載しているところ | B |
| 学習意欲が低下している生徒の存在は何がそうさせているかという社会的背景に迫るべき。「高等学校アンケート」のみで断定的に記述するのは問題だ。 | | 「高等学校アンケート」は現状分析できる資料の一つであると考ええる。 | E |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|--|----|
| 「望ましい勤労感」とは何を意味しているのか。労働条件が良かったり、魅力的な会社であれば、生徒はそんなに簡単にはやめないはず。 | 県教育審議会の「今後の高校の在り方」の答申の中で「技術を持って働く仕事が軽視され、とかく事務職が好まれる」と指摘されているので、望ましい勤労観とは、「事務職だけでなく、技術を持って働く仕事も好む」という意味で使用しているところ。このため、学校現場では、キャリア教育、進路講演会などを実施しているところ。 | E |
| 職業観は、児童生徒の意識を問うのではなく、社会の意識や大人の意識を問う中で、「作られている意識」を理解させることが大切。 | | B |
| 文中に、人材確保と書くのは今後教員採用を増やしていくビジョンがあるということなのか。またはPISA型学力対応のために「思考力を養う」ことを目指すということか。そもそも思考力とはどうやれば養われるものなのか。教員の授業力とは何を意味しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保は、生徒減少期などを見据えて必要な人材の確保をする方向性を示したもの。 ・思考力の育成については、学校教育法にも「基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ（以下略）」とあるように、学校教育においてこれらを調和的にはぐくむことが法律上規定されたところ。その背景にはPISA調査等から見られる課題からの要請も指摘されているところであり、本県においても全国学力・学習状況調査や県独自に実施した県基礎学力調査でも「思考力・表現力の育成」は課題の一つとなっている。H20年に改訂された小・中学校学習指導要領では、基礎・基本の確実な「習得」、それらを「活用」する学習を主に教科学習の中で行い、「探究」的な学習を主に総合的な学習の時間の中で調和的に行うことによって思考力、判断力、表現力等をはぐくむとされており、本県でも「習得・活用・探究」を意図的・計画的に授業に位置づけること、またそのような授業改善を進めることによって、思考力等を含めた学力を養うことをめざすものである。 | E |
| 「多様化するニーズ」に答えることが教育にとって重要なことなのか、あるいは何が「質の高い教育」かの記述もない。 | 公教育の受益者は県民であり、教員といえど全体の奉仕者である公務員として県民ニーズに応えることは当然である。なお、「子どもたちがこれから歩む人生において、これからも発生し続けるであろう様々な社会問題を、生涯にわたって、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して問題解決を図れる力の育成」を目指すところとしている。 | B |
| 共通に学ぶべきものを保障することと、子どもたちが個々に持つ多様性やニーズに対応し得る内容とは何か不明確。多様なニーズに単純に対応していくことは、教育の普遍性を否定し、市場原理としての教育にしかならない。教育行政として「多様化する教育ニーズ」を具体的に明示すべき。 | | B |

③基本理念

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|--|----|
| 改正教育基本法の理念及び国の教育振興基本計画を考慮すると基本理念は、「人格を磨き、地域社会、郷土、国家、人類に貢献する日本人づくり」とすべき。 | 教育基本法の理念は全てにかかってくる。本計画は本県教育の振興を考えるもの。 | D |
| 教育の理念がこんなワンフレーズで片付けられていいのか。 | 基本理念のワンフレーズで全てカバーすることは困難だが、県民に覚えていただくために象徴的なものを設定した。 | E |
| 「人材」と「人格の完成」は教育ビジョンにおいてどちらが背骨になるものなのか。 | 目指す人間像のような人格を持った人材の育成が背骨になる。 | E |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|---|----|
| 県民や生徒を学校教育の主役にしようとするなら、一律の教育行政などでできないから、各学校の実情からカリキュラムを組み立て直す裁量を与えるべき。 | 学校が、学習指導要領の範囲内でカリキュラムを組んでいるので、その中で生かしてほしい。 | B |
| 振興基本計画は、県外に人を出すことではなく、県内に如何に青年を定着させるかを基本に発想していくべき。 | 県外に出ても鳥取県に帰ってきたり、或いは県外にいても鳥取県に愛着や誇りを持ち、地域やふるさとに貢献する人づくりを目指しているところ。 | E |
| 「ルールは守るもの」というような概念が前提にあるのではなく、なぜルールはあるのか？などを実体験や討論から学びあうことが大切。「決まっているルール」だからと押しつけてもだめ。だから、「規範意識」という記述は必要ない。 | 「なぜルールはあるのか」を学ぶことは大切であるが、「決まったルールを守る」ことも大切であり、それが道徳心、公共心である。このため、規範意識という記述は削除しない。 | D |
| 自主的な人間の持つ才能、能力、理性、感情などは自立の根本と思われるので、「自主自立した心豊かな人づくり」としたい。 | 反映しないこととした。 | D |

④目指す人間像

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|--|----|
| 理想の人間像を子どもたちに求めることは、差別と排除の教育を行うことになる。教育行政が児童生徒の内面にまで踏み込んで「めざす人間像」を唱えることは、不当な教育への干渉。 | 様々な意見があると思うが、本計画を確実に推進していくため、基本理念をより具体化して目指す人間像を示した方が、県民がイメージしやすいと思われるので、提示したもの。 | E |
| 目指す目標や目指す人間像がまず最初にある、それに子どもたちを当てはめようとする手法には違和感を覚える。 | | E |
| 目指す人間像が示されれば、それから外れる生徒を教育に関わる教職員がどう見るのか。「かくあるべし」は差別と排外の教育に陥るのではないかという疑念がぬぐえない。 | | E |
| 知徳体（人格の内容）を中心に明示すべき。主観的或いは抽象的概念の危惧を含む「人権」という文言は明記すべきでない。 | 反映しないこととした。 | D |
| 「自立した 心豊かでねばり強い 人づくり」にすべき。鳥取県人は昔から「非常に粘り強く、コツコツと目標が成就するまで、諦めずに地味な努力を積み重ねるのが特徴」と言われてきた。このような、鳥取県人を育成する表現が必要 | | D |
| 「自立して」生きていく人 ↓変更すべき 「自立し、 <u>社会を支えて</u> 」生きていく人 | 反映しないこととした。 | D |
| 「自ら思考、判断し、実行する力を身につけた人」 ↓変更すべき 「自ら <u>考え判断し</u> 、実行する力を身につけた人」 | ご意見を反映させる。 | A |
| 「夢や希望に向かって主体的に生きていく人」 ↓変更すべき 「夢や希望に向って、 <u>粘り強く</u> 生きていく人」 | 反映しないこととした。 | D |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|-------------|----|
| 「美しい自然、歴史と伝統を守り次代に受け継ぐひと」を新設すべき | ご意見を反映させる。 | A |
| 「生きていくために、必要な知識・技能、教養などを身につけ、学び続ける人」 ↓変更すべき 「人が生きていくために、必要な知識・技能、教養などを身につけ、学び続ける人」 | 反映しないこととした。 | D |
| 「社会の様々な場面において、人々との関わりを大切にしながら、主体的に行動したり、貢献できる人」 ↓変更すべき 「社会の様々な場面や変化に対応し、人々との関わりを大切にしながら、主体的に行動したり、貢献できる人」 | 反映しないこととした。 | D |
| 「自他ともに尊重し、他者の立場や人権を大切にする人」 ↓変更すべき 「自他ともに尊重し、相手の立場や人権を大切にする人」 | 反映しないこととした。 | D |

⑤施策1「生涯にわたって学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり」

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|--|----|
| 家庭の躰は、過保護、親ばかりのけじめをわきまえ、子どもには凛とした対応を示すことが必要 | 家庭の教育力の向上、親や大人が模範となった教育力の向上として記載しているところ。 | B |
| 家庭教育の充実の為に、親学をはじめべき。 | 家庭教育に関する親の多様な学びの場の充実として記載しているところ。 | B |
| 家庭教育を支援するためにも公民館活動の中核は「大人の徳育」と「青少年健全」とすべき。 | 社会教育法第20条の公民館の目的により中核と明記できないが、ご指摘の項目も含め公民館で取り組んでいるところ。 | B |
| 社会教育、生涯学習に対する具体的な取組が弱い。学校教育に対して記述が曖昧。 | 基本計画は目指すべき方向性を示すものであり、具体的な取り組みについては、毎年度アクションプランで検討していくこととしているところ。 | B |
| 「すべての大人が子どもたちの模範」「ルール・マナーや規範意識の向上」をうたいつつ、数値目標は「心とからだいきいきキャンペーン県民実施率100%」という目標は浅はか。 | 規範意識の向上は、学校・家庭・地域が互いに連携を図ることが大切であり、草の根的に広がっているいきいきキャンペーンを啓発していくことが必要と考えているところ。 | E |
| 小地域懇談会など現在ある取り組みは、わざわざ記述するまでもない。 | 他県にあまり例のない先駆的な取り組みであり、継続実施の観点から記述しているところ。 | E |
| 記述が学力向上に偏っている。企業による家庭教育支援の促進などと教育行政が書くべきではない。親が定時で家に帰れるような社会をどう作るかが行政の使命。 | 家庭教育協力企業制度により、従業員が子育てしやすく、子どもたちを健やかに育てる地域活動等に参加しやすい職場環境づくりを目指すもの。 | E |
| 社会全体で家庭教育を支援する取り組みを目指すところがあるが、民間がどれほど労働者の権利を保障しているのか。また、家庭での自学自習の習慣化を促すところがある。子どもを持つ家庭のある労働者は、このような余裕はないと思う。 | | E |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|--|----|
| 生涯学習の中心を担うであろう公民館職員の非常勤職員の割合が高いことが課題であるが、常勤職員を配置するような方策がとられていない。 | この基本計画は県の取り組む方向性を示すものであり、公民館（市町村）での取り組みについては、昨年公民館振興プランを策定し提案しているところ。 | B |
| 地域社会の教育力の低下、規範意識の低下、基本的生活習慣の乱れの前に、三位一体改革→市町村合併→学校の統廃合という原因が抜けている。 | ご意見として伺う。 | E |
| 読書活動の推進については、「そもそも読書とは？」という視点から、現場の司書の意見をくみ上げるべき。 | この基本計画は県の取り組む方向性を示すものであり、読書活動の推進については、鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンで提案しているところ。 | B |
| 「大人社会の変革」とは具体的には何を指すのか？「変革の課題」を具体的に明記すべき。 | 社会の変革とは、自他を大切にし、互いに支え合っ | B |
| 大人社会に対する具体的な施策に踏み込んでない。具体策を示して欲しい。 | て生きていこうとする人権意識や道徳観、倫理観が欠如している現状の大人の意識改革のこと。このため、心とからだいきいきキャンペーンや大人が変われば子どもも変わる運動に取り組んでいるところ。 | B |
| 親が変われなければ子どもにも変化は現れない。「予習や復習を求める授業をする」とあるが、このままでは、二極化はさらに進むのではないかと心配する。 | | B |
| この基本計画の通り実施すると、大人社会は変わらないのに、子どもにだけは「勉強せよ」と、迫ることになりはしないか。 | | B |
| 子どもたちには家庭環境などで予習、復習もままならない現実がある。それに対する分析や見解を説明すべき。 | 子どもたちの家庭環境に対する分析や見解は「方向性」に記載しているところ。また、学力向上のためには家庭学習は必要不可欠。学校で対応可能な諸条件の整備を進める一方、家庭でできる協力をお願いしているところ。また、「わかる授業」や「家庭との連携推進」は日頃から取り組んでいることであり、条件整備については特に記載する必要はないと考える。 | C |
| 自学自習の習慣化や予習復習を家庭に求めたとしても現状では定着はしない。それは単なる強制。この記述は削除すべきであり、「わかる授業」と家庭との連携が十分にもてるような教委職員に対する条件整備の必要性を明記すべき。 | | D |
| (3) 活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援、(人権学習の充実) 学習内容のマンネリ化、参加者の固定化、(公民館の運営体制の弱体化等) 公民館職員80%非常勤、マンネリ化や参加者の固定化、非常勤の正規職員化などについての具体的な記述や数値目標がないのはなぜ。 | 学習内容のマンネリ化等に対応するため、人権学習プログラムの充実と人権学習の指導者養成を目標に掲げており、指導者養成講座受講者の満足度を数値目標としているところ。また、この基本計画は県の取り組む方向性を示すものであり、公民館（市町村）での取り組みについては、昨年、公民館振興プランを策定し提案しているところ。 | E |

⑥施策2「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進」

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|--|----|
| 道徳教育よりも人権教育が先に記載してある。道徳教育の方を先に記載すべき | ご意見を反映させる。 | A |
| 学校教育の領域においても道徳教育が優先かつ普遍的であるため道徳教育を先に記すべき。 | | A |
| 道徳教育課を設置すべし。教育を知育、徳育、体育に分け、バランスのとれた学校教育の推進を掲げているが、現状は知育中心の進学受験体制に陥っている。体育保健課はあるが、徳育課はない。 | 知徳体のバランスが大切であり道徳教育の重要性は本計画でもその旨記載しているところ。また、道徳教育は学校教育だけでなく生涯学習など教育の全般に関わっており、発達段階に応じてその他の教育と深く関わってくるため各担当課が担当することとしているところ。 | D |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|---|----|
| 徳育の副読本（郷土読本）を作成せよ。地域（鳥取県）に即した郷土読本を作成し、児童、生徒に読ませよ。 | 道徳の授業では、郷土資料を掲載した県版副読本を多くの学校が使っており、また地域に根ざした自作資料なども使われているところ。 | B |
| 「人の話をしっかりと聞いて理解しようとする姿勢」また「考える習慣」を身につけることが大切 | ご指摘の件はそれぞれ授業の中で教員が指導しているが、更に徹底するよう鳥取県教育スタンダードの策定を予定しているところ。 | B |
| 「鳥取県スタンダード」の策定・活用は愚の骨頂。 | 県学力向上委員会で検討いただき、意見をもとに事務局で策定していく予定。活用の方法については今後関係各課で検討していく予定。 | E |
| 大学の進学率や家庭での教育力の問題の背景に教育費の問題がある。そこに対する対策が甘い | 授業料減免措置や奨学金制度の充実などにより教育機会の均等に務めているところであり、就学資金の支援のための財源確保など重要課題として取り組んでいるところ。 | B |
| 「主体的に考え、判断し、表現したり、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力が求められている」は、総合学習の理念ではないか。 | 学習指導要領によれば、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることが総合的な学習の時間の目標である。 | E |
| 鳥取県の産業特性を考えるなら、1次産業で生計を立てることのできるようなカリキュラムと卒業後の条件整備を早急に立てるべき。 | カリキュラムはアントレプレナー推進事業で実施予定。卒業後の条件整備は県の産業政策として農林水産部等を中心に鳥取県の将来ビジョンに沿った振興策が取り組まれているところ。 | B |
| 地域社会からは、第一次・第二次産業の担い手育成が期待されているとあるが本当か | 鳥取県でも農林水産部、商工労働部においても担い手不足対策をおこなっているところ。 | E |
| 生徒の好ましい勤労観、職業観が育たないとあるが、産業界から都合のいい勤労観のことか。 | 県教育審議会でも今後の高校の在り方の答申の中で「技術を持って働く仕事が軽視され、とかく事務職が好まれる」と指摘している。 | E |
| ものづくり離れは、進学志向の強い昨今、当然の流れだと感じる | 児童生徒の理科離れ・科学離れやもの作り離れが進んでいるという課題が指摘される中、日本の産業の基盤の一つが「ものづくり」であるため、その対応が必要であると考え。 | E |
| 地域産業が求めるものが高校教育に反映されていないとあるが、農業のように基幹産業でありながら、それが仕事に直結しない場合、どうするのか。国の政策もあろうが、第一次産業をどうするかというビジョンも県は持つべきではないか。 | 鳥取県の将来ビジョンの中で、「地域で・県外で・国外で新時代に向かって扉をひらく」という柱の一つに農業振興策を掲げているところ。 | B |
| 学力向上の推進の目指すところに高校のカリキュラム改善が記載されているが、目先にとらわれた高校再編につながるだけ。 | 高校再編の方向性に関わらず、カリキュラムの改善は必要であると考え。 | E |
| 専門高校への進学希望率向上は、専門高校のその先にあるものが魅力的でない限り難しいのではないか。 | 産業振興は鳥取県の将来ビジョンを基に全庁を上げて取り組んでいるところ。 | E |
| 数値目標に大学・短大進学率の向上を具体的な数字で上げている。県内の進学率の低さは家庭の経済力の反映でもある。家計が苦しい中で絵に書いた餅に過ぎない。 | 生徒の大学等への進学希望を実現させるため、学力向上に向けて努力しているとともに、授業料減免制度や奨学金制度の充実にも取り組んでいるところ。 | B |
| 高校教員が中学校で授業、生徒の進学意欲を高めるとあるが、高校入試で輪切りにされていることを変えない限り困難 | 高校の特色を中学生等に正確に伝え、進路選択の際の一助とする地道な取組は必要。中学校では生徒・保護者の考えを尊重した進路指導を行っているところ。 | E |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|--|----|
| 「長期休業総日数の弾力化」で休みを減らし、「授業時間の弾力的な設定」で学習時間の確保を行おうとしている。他では教員の多忙化解消が課題とあり、明らかに矛盾している。 | これは新学習指導要領に規定された内容であるが、単に休みを減らして授業時間数を増やすという意味ではなく、たとえば理科の実験のように教科の特性に応じて時間のまとめ取りをした方が学習効果がある場合もあり、そのために授業時間を弾力的に設定できるようにするというもの。なお、教員の多忙感の解消は、業務の見直し等ととらえその対応策は本計画に盛り込んでいるが、授業自体を課題として捉えてはいないところ。 | E |
| 授業時間増で学力向上につなげようという発想は安易。 | 学力の二極化や学習習慣の未定着など課題があることは事実であり、その対応方針の一つとして本計画に記載している授業時間数の増加は、主に「つまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習」と「知識・技能を活用する学習(観察・実験やレポート作成、論述など)」の充実のために行うもの。 | E |
| 「学力」の定義がされていないが、それをどう捉えるかということも大事 | 国の教育振興基本計画では、「知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」」と定義される。 | E |
| エキスパート教員は多くの教員の模範的な位置づけになってくるのか | エキスパート教員は、優れた教育実践を行っている教員の高い指導技術を普及し、専門分野における他の教員の身近なモデルとなるよう位置づけられるものである。教員の指導力向上や組織の活性化につながり、ひいては児童生徒の学力向上に資するものである。 | E |
| 教員の授業力向上のためのモデル校指定は、教職員の多忙化にますます拍車がかかる。 | 授業力向上のための取組は必要であり、モデル校に対しては、不必要な書類を提出させないなど実施しやすい体制を作る予定。また、モデル校の指定は、市町村や学校の希望を優先しているところ。 | E |
| インターンシップの積極的展開は、研修先確保は県が行わないと学校現場は大変。 | 中学校では、生徒が通える範囲での職場体験学習を実施しており、研修先についても市町村・学校で確保していただいているところ。 | D |
| 数値目標で小中「道徳の時間の公開授業100%」、幼小中高特支で道徳教育推進とあるが、高校での道徳の扱いはどうなのか。自らを問うのではなく教員が価値観を与えるようなものと、融和教育にしかない。 | ロングホームルームの中で、「鳥取県立高等学校教育課程編成・実施の手引き」に基づき、「豊かな心の育成」及び「自己の在り方生き方に関する教育」に取り組んでいるところ。 | E |
| 朝読書の推進は、生徒を落ち着かせるため、というような生徒指導を目的とした朝読書には反対。読書という個人的行為を一斉に決まった時間に押し付けられるのはどうか。 | 朝読書は、小学生の2割、中学生の3割が全く読書をしらないという実態の中で、効果のある取組として既に小中学校では定着しているとともに、環境整備についても他県に比べて進んでいるところ。また、常勤司書を全県立高校に配置し、読書活動充実事業を実施するなどして図書館の環境整備に努めているところ。 | E |
| 本離れをくい止める策として、また子どもたちを落ち着かせるためにおこなう「朝読書」のような強制的な読書には反対する。読書は読み手のものであって誰かに強制されるものではない。やらされるのではなく、自分でやる事が大切で、気軽に取り組めたりそれを続ける事ができる環境の整備が自治体の役割だ。 | | B |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|---|----|
| 文化庁活動が充実した活動になるように支援とあるが、活動費を県が出してくれるのか。 | 市町村立の小・中学校では、原則として設置者である市町村教育委員会が主体となって活動費の計上について対応するもの。また、高校の文化部に対しては、備品整備や活動費など毎年予算措置しているところ。 ※鳥取県中学校文化連盟及び鳥取県高等学校文化連盟への補助金は例年計上している。 | E |
| 鳥取県に愛着を持った人材の育成について、愛着は人から与えられるものではない。大学進学すると有能な人材は県外流出し、産業のない鳥取には帰らない。愛着を持って鳥取に帰ってくるわけではない。 | 郷土への愛着は、日々の学習や生活の中で、鳥取県の豊かな自然や地域の人との関わりを生かした体験活動を行うことによって、ふるさと鳥取のよさを感じ、大切にしようという心情や態度をはぐくんでいこうとするものであり、将来県外で生活することになっても郷土を懐かしみ、大切にしようとする心情を失わないようにしようとするもの。したがって、教育の範疇であり、人権侵害でないと考えるところ。 | E |
| 郷土を愛する姿勢の育成は、「愛国心」に繋がるのではないかと思うと怖い。誇りや、愛情は、教育されるものではなく内側からわいて出るものではないか。その郷土愛が、規範意識とか責任やマナーと同じように書いてあることも心配。「郷土を愛する、誇る」などの言葉は安易に使うべきではない。 | | E |
| 鳥取県を愛する姿勢は個人的・内面的なこと。それを育てようというのは教育の範疇ではない。 | | E |
| 「鳥取県を愛する姿勢」は個人的・内面的（個人の思想や信条）に関わる問題であり、それを育てようというのは教育の範疇ではない。 | | E |
| 「郷土愛」を目的化するなどはいやしくも近代国家のすべきことではない。「人権侵害」だ。 | | E |
| 「厳しい労働雇用環境」に対して、学校教育の中で何ができるかという視点から目指すところは組み立てるべき。職業普通教育”とでもいうべきカリキュラムを、全校種の学校で必修化する方向がたてられないものか。 | 校種を問わず、学校教育全体の中でキャリア教育を推進しているところであり、その方向性は記載しているところ。 | B |
| 少人数学級の継続は、単県でできることではないので、文科省に法規の改正を求めるべき。 | 少人数学級の制度化については国に要望しているところ。 | B |
| デュアルシステム等新しいとされるカリキュラムに現場は振り回されている。10年先を見据えるならその見立てを示して年次毎の達成目標を立てるべき。 | 学校と受入企業とが連携を図りながら、地域に適ったシステムの在り方を模索しているところ。 | B |
| 2（2）の現状・課題に記載している児童生徒の人権感覚の文章は同義反復。 | 「人権感覚」をなるべくわかりやすく表現しているところ。 | E |
| 問題行動の現状で「公立高校の中途退学者はやや下降傾向」というのは、定時制・通信制へ転入という形で吸収されているのでは？安易に転編入を進める方向に教員が流れている。 | 中途退学後、別の高校をめざす生徒数はここ数年大きな変化はない。不登校であった生徒が転学するケースはここ2年間で増加している。不登校の生徒が環境を変えて出直しを図る機会を提案することは必要と考える。 | E |
| 体験活動・文化芸術活動の充実について、多用される「本物」とは何を指すのか？ | 「優れた文化芸術」のことであり表現を見直した。 | A |
| 2（2）の目指すところの問題行動への取組の記載について、「教職員の専門」ではない。専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置が必要。 | スクールソーシャルワーカーの配置には限界があり教職員が専門性を高めていくことは必要なことであるし、生徒指導上、教職員の専門性の向上は必要不可欠と考える。 | D |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|--|----|
| 性教育の充実イコール道徳教育ではないか | 命の大切さを中心に性教育を進めているところ。 | E |
| 児童生徒の朝食喫食率等の数値目標は、目標たり得る内容なのか？ | 児童生徒の朝食喫食率の目標は、鳥取県が策定している「食のみやこととり～食育プラン～」にあわせて目標を設定しているところ。食育プランでは、平成24年度に欠食率0%を目指している。 | E |
| 鳥取県に愛着を持った人材の育成の内容と進学率の向上との整合性は？ | 鳥取県に愛着を持った人材の育成は全ての児童生徒に行うこととしている。また、進学率の向上は各児童生徒の進路希望を達成することを目的としているため整合性は考えていないところ。 | E |
| 「全国学力……肯定的な回答率のUP」とは誘導尋問に他ならない。 | 具体的な回答項目を表すよう見直すこととする。 | A |
| 子育て支援の充実の内容は、家庭の実情に応じた支援策が必要。 | 多様なニーズに応えられるよう制度の拡充を引き続き検討していく予定。 | B |
| 県立高等特別支援学校の設置、県立学校内に分校や分教室の設置等の検討は本当にするのか。 | 平成21年度に「特別支援学校における教育の在り方検討委員会」を設置し、今後の方向性を具体的に協議する予定。 | E |
| 県立高等特別支援学校は、現場の超勤常態化の解消と、本人の通学距離の問題をクリアしないと、現場の疲弊感がますます懸念される。 | 職員の時間外勤務の縮減を図るために、時間外管理システムを導入し、職員の健康管理に努めているところ。 | B |
| 県立高等特別支援学校等の設置については、目的と見通しを持った説明が必要。なぜなら、分校や分教室の設置が、新たな差別選別の学校施設とならないとは言えない | 平成21年度に「特別支援学校における教育の在り方検討委員会」を設置し、今後の方向性を具体的に協議する予定。 | E |
| 「中部圏域……指導の効果を検証」とは何を意味するのか？ | 県立倉吉養護学校に設置している発達障害教育拠点「レインボー」を利用した自閉症者への通級による指導の成果と合わせ、在籍の学校での該当児童生徒への支援等の効果について把握すること。 | E |
| 鳥取県スタンダードについて、スタイルを目指すのではなく、様々な形態を保障しながら交流し互いに高まっていくことを支援することが振興計画には重要であり、そうした記述が望ましい。 | 鳥取県スタンダードは画一的な姿を押し付けようとしているのではなく、一つの理想的な有り様を示すことによって、日々の自分の行動や取組を振り返ってもらおうとするものであり、スタンダードを示しても自然に個々様々な姿になっていくものと考え | E |
| 鳥取県スタンダードについては、勉強のスタイルをワンパターン化しついでこられない子どもは置いて行かれそうで心配。 | | E |
| 特別支援学校を大切にしたい。関わる教員も大変だろうが、それを教育委員会はしっかりバックアップしてあげて欲しい。教育委員会が現場教員の尻たたきをするのではなく、たくさんの人達が社会が障害のある子どもと関わりたくなるような支援をする教育委員会であって欲しい。 | ご指摘のとおり重要と認識しており、今後取組を進めていく予定。 | B |
| 盲学校、聾学校の寄宿舎の充実について、設備改善や職員配置など具体的な計画を示して欲しい。 | 学校の要望等を聞いて検討していく。 | C |
| 計画案の数値目標、人権教育の授業を通して・・・→80%以上、とあるが、人権意識はこのような数字でその充実が見極められるのか。中身が大切だと思うが。 | 人権意識の育成・充実を客観的な数値として捉えることは困難であるため見直した。 | A |
| 地域や社会の教育力にも大きく踏み込んでいることも空恐ろしい。児童生徒個人やその保護者たる家庭や地域からそれぞれの教育の権利を奪おうとする企てに思える。 | 教育や人づくりは学校だけでなく社会全体で取り組む必要があると考えるところ。 | E |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|-------------------------|----|
| 子どもを取り巻く環境への配慮が随所に感じられる案だと思ったが、現場にいて一番困っているのは教師の質、そして、その教師を育てる養成校の在り方。特に保育専門学院卒の方は正直言って、もう一回やり直していただきたい。 | 様々な資質向上のための取組を行っているところ。 | B |

⑦施策3 「学校教育を支える教育環境の充実」

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|--|----|
| 中高一貫校について、鳥取県は「このように進める」と主体性を打ち出してほしい。いつまでも先送りして人材育成を遅らせるのは得策ではない。 | 教育審議会の答申を踏まえ、今しばらく鳥取大学の検討状況を見守る。 | E |
| 中高一貫校に対する鳥取大学の制度設計を公開すべき。 | 意見を鳥取大学に伝える。 | E |
| 児童生徒・減少期における教育の在り方の小中学校の記述は、日本国憲法の考えからずれている。 | 「義務教育の水準が維持され」と記載しているのでご指摘には当たらないと考えるところ。 | D |
| 県立学校に少人数学級を確立し1クラスの定員を30人程度にするのがよい。生徒減少期を好機と捉え、定員を減らしてきめ細やかな指導ができる環境を作るべき。 | 県教育審議会でも今後の高校の在り方の答申の中で同様の意見があり、今後、県教育委員会として検討していく予定。 | C |
| 郷土を愛する姿勢の育成について、地域の学校そのものが文化財。無理な統廃合で学校をなくしていくのは矛盾。 | 学校の統廃合については、市町村と良く連携し、取り組むこととしている。 | E |
| 小中学校の定員も現在より減らし、全て1クラス30人程度にするのが良い。 | 国の基準を変えて、全て1クラス30人程度にすることは財政上の負担を伴うことになり、現時点では困難である。 | D |
| 教職員の研修の強化や能力の向上がいたるところでうたわれているが、「教職員の多忙化の解消」とは相容れないことも多い。 | 教職員の研修の充実を図り能力の向上を図ることは必要なことであると考え。併せて教職員の業務等の見直しを図り、多忙感の解消を図ることも進めていかなければならないと考える。 | E |
| 教職員の過重負担・多忙感や精神疾患による休職者増を現状に上げながら、資質向上で教職員評価育成制度の充実をうたっている。育成の視点がない制度なのに、並列して書くことはおかしい。 | 教職員評価育成制度は、教職員の人材育成及び資質能力の向上を図り、もって学校組織の活性化に資することを目的としているものである。 | E |
| 教職員数の記述がある。財源を確保し、多忙感解消のために教員定数を増やすようにしてほしい。 | 財政上困難な状況にあるが、子どもたちに対するきめ細やかな指導のために教職員定数の確保に引きつづき努めることとする。また、業務の見直し、組織の強化や外部人材の活用等も行いながら、教職員の過重負担、多忙感の解消に努めていきたい。 | D |
| 教職員の仕事の見直しや過重労働対策を推進するとあるが、具体的なものを明らかにしてほしい。 | 学校・家庭・地域・教育行政の役割の整理を行いながら、学校外部の人材活用なども行うことで、事務負担や学校の校務運営体制の改善などの具体的な取組を進めていきたい。 | E |
| 健康問題の相談体制の充実とあるが、どんなことを想定しているのか。協力協働と言われてきた教職員の働きに差別と分断を持ち込むような施策が基本計画には盛り込まれている。その矛盾をどう整理するのか。 | 主に次の取組の周知徹底と利用促進を図ることとしているところ。・健康管理主事による電話相談 ・メール相談及び休職者・復職者の支援 ・職場適応相談会の実施 ・公立学校共済組合主催のストレスドック、心の健康相談等の各種相談事業の実施 | E |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|--|----|
| 教員の資質向上や指導力のアップなどの記載が多いが、画一的な教員集団になってしまうのはこわい。画一的な教員では、多様な個性の子どもに対応できない。 | 教育として求められている様々な能力の向上を目指すもの。 | E |
| 教員の資質向上や指導力の向上が原因となり、教職員の過重負担・多忙感を感じるのであり、教職員の精神性疾患はその結果である。その現状把握から始まらないと取組の方向は出てこない。 | | E |
| 学校組織運営体制について、財政措置を伴った新職設置（主幹教諭、副校長）は充実にはならない。裁量予算は小規模校に不利にならぬよう最低ラインの底上げが必要。 | 主幹教諭や副校長を設置することにより、学校組織運営体制の強化が図られることと考える。裁量予算は小規模校が不利にならないよう配分額の算定を配慮しているところ。 | E |
| 奨学金の差し押さえを今後もやるのか？分割期間を長くし、少額でも返済させる制度も考えるべきでは。 | 15年から20年という長期間で返済する制度であり、これ以上の期間延長は考えていない。なお、県民の皆様から納めていただいた税金が原資であることを念頭におき、特に資力があるにもかかわらず返還しない者に対しては、今後も厳正に返還を求める予定。 | E |
| 「教育環境の整備」では、図書館の整備などが取り上げられているが大変良いこと。本や映像データ、パソコンなども具体的な数値目標をあげて充実を図ってほしい。 | 学校毎に、必要な図書や映像データ、パソコンは異なるため県全体での数値目標等は設定できない。今後とも図書館からの借受、蔵書充実事業や集団読書の充実事業等の実施及び図書館利用システムの全校への導入など図書館環境の充実を図る予定。また、小中学校において教育環境の整備は、設置管理者である市町村教育委員会が行うことであり、働きかけは行っていくが、数値目標にはあげない。 | D |
| 図書司書の常駐化も高校では実施されているが、小中学校では非常勤。是非、図書司書の正式な配置も数値目標に入れてほしい | 小中学校における図書館司書の配置については、学校設置者である市町村教育委員会が行うもの。県教育委員会としては各学校に司書教諭を配置し、図書館教育の充実を図っているところ。 | D |

⑧施策4「文化・芸術の振興と文化財の保存・活用」

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|---|----|
| 財政事情が許せば県民合意を得た上で美術館を建設するとあるが財源はどうするのかその文化財が現在の我々にどう必要で、何をうたっているのかなど文化財の意義を正しく伝えられていない。 | 財源の目処が付き、県民の合意が得られた上で美術館の建設を行うことと考えているところ。 | E |
| 県内の文化、芸術活動を振興するためには、学校教育における「文化・芸術活動」の比重を重くする必要がある。具体的には、「文化・芸術活動」を教える教員を増やし現場に配置すること。 | 「県民全体の共有財産であり、県民の歴史、文化等の正しい理解に欠くことのできないものであること、本県文化の向上発展の基礎をなすものである」など文化財の意義についても記載しているところ。 | B |
| 文化芸術活動の振興、偏った人材へ頼るのではなく幅広く新しい人を育てていくべき。一部の人へのみ手厚い現在の鳥取県の芸術支援では新しい人材は育ちません。 | 制度的、財政的な制約はあるが、学校が教育活動を行うために必要とする教員数の確保に努める。 | B |
| | 県が支援する県民等の芸術文化の活動は、例えば、頂点の伸長を目指す優れた活動やステップアップを図ろうとする活動、青少年の育成に係る活動などであるが、いずれも県民であれば誰でも申請でき、その選考については出来る限り公正に行うこととしているところ。 | B |

⑨施策5「スポーツの振興」

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|---|----|
| 総合的な地域スポーツクラブの設置は、相当な予算や計画が必要。何かの予算を削ってでもやってほしい。 | 総合型地域スポーツクラブの施設整備や活動に対しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが助成を行っており、今のところ県での事業化は考えていないが、引きつづき普及啓発を行っていく。 | E |
| 「国体の常時30位」と目標にしなが、「勝利至上主義」を否定している。また、「運動部活動の充実を図る」とすると「熱心なスポーツクラブが生じる」し、そうなると「運動をする子どもとしない子どもの二極化」を促進する恐れがある | スポーツ実施者個々のスポーツに対するニーズ・志向・考え方は様々であり、それらを大切にしながら生涯の各期に応じたスポーツ活動の充実を図ることが必要と考える。それを踏まえて、「国体成績30位台定着」は競技力向上を目指す競技者を対象にした本県競技スポーツの目標設定であるとともに、競技スポーツをする者の励みとして考えている。また、少年期のスポーツ活動については、市町村教育委員会や競技団体、学校・保護者等とも連携を図りながら、勝敗にこだわり過度の練習をする勝利主義ではなく、個々の子どもの発達段階に応じた練習や指導を行うなど「青少年健全育成の理念に基づいた活動」に努めていく予定。 | E |
| 国体は勝たなくても良い。 | 本県の競技スポーツの目標は、国体成績に特化したものではなく、国体をはじめとする各種全国大会（全国高校総体等）で活躍できる選手の育成を目指しているところ。その中で、国体成績も競技力向上を押し量る上での一つの指標としてとらえており、自己の競技力向上を追及し、全国大会等での活躍を目指し日々の練習に取り組む選手もたくさんいるので、その競技力を向上させることは必要であると考え。 | D |
| 地域スポーツ社会の構築というスローガンを具体化する方策の検討が遅々として進んでいない。地域スポーツ社会を構築するならば、学校スポーツ（中学高校の部活動）との兼ね合いの整理が必要。指導も社会教育の一環として行われるべきであり、学校教育と切り離して行う方向で検討すべき。 | 本県のスポーツ振興には、中学・高校での部活動も重要な役割を果たしていると考えているところ。その上で、生涯スポーツの振興という観点から、学校の枠だけではなく、地域という大きな枠の中でスポーツや文化活動ができる総合型地域スポーツクラブの創設育成を推進していく予定。 | D |
| トップアスリートの育成については、基礎体力・技術の育成で十分。上級学校で花開けば良い。 | 学校体育の基本は児童・生徒の体力向上や運動技能の習得であり、その上で学校教育活動の一環として、中学・高校での運動部活動を充実させることが大切と考えているところ。また、運動部で活動する生徒の中には自己の競技力向上を追及し、全国大会等での活躍を目指し日々の練習に取り組む生徒もたくさんおり、中学・高校・大学・社会人と成長していくそれぞれの過程で、アスリートとしての育成（競技力の向上）に対する支援が必要であると考え。 | E |
| 高等学校の部活動を社会教育に移行させるべき。教職員のボランティアの上に成り立っている現在の活動は辞めるべき。試合については、地域のスポーツクラブ対抗など様々なクラブの一つとしての試合参加とすべき。 | 学校における運動部活動は、学校教育活動の一貫として行われており、教師の適切な指導のもとに豊かな人間性を育むなどの教育的効果が得られるものと考え。したがって、地域社会の協力は得つつも、運営には学校が主体的に関わるべきものであると考える。運動部活動の適切な運営については、平成12年3月に鳥取県スポーツ振興審議会から出された提言の趣旨に則って推進していくことを本計画にも記載しているところ。試合参加については、高校生が目標とする全国高校総体は、学校対抗が参加条件となっているため、現在のシステムでは、学校における部活動が高校生にとっては基本的な活動の場であると考え。 | D |

⑩その他の参考意見

- ・全体的にすばらしいと感じた。実現できるように少しでも応援したい。
- ・全体的によい。これらを具体的な施策によってどう実現していくかが大切。その裏付けや見通しをどうするのか期待する。
- ・具体的な人間像を示すことはとてもよいこと。

2 市町村教育委員会・関係団体への意見照会

①全体

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|---|----|
| 鳥取県教育振興基本計画と鳥取県の将来ビジョン等との関わりが文字が多すぎるので図示など分かりやすい表現にできないか。 | 修正するよう検討する。 | A |
| 「知」「徳」「体」といった場合、特別支援教育対象の児童生徒も入ると思われる。しかし、学力向上の推進、豊かな人間性、社会性の育成、健やかな心身の育成、社会の進展に対応できる教育の推進という部分に、特別支援は入らないのか。 | 学力向上などご指摘の項目にも当然、特別支援教育対象の児童生徒は該当しているが、特別支援教育の充実は重要であるため、一つの項目を立てて計画案を作成したもの。 | E |
| 鳥取県教育振興基本計画そのものに高等学校の教育に言及していない。市町村立の小学校や中学校だけの教育になっている点が気になる。 | 十分記載しているところ。 | B |
| 大学進学率や鳥取県に定着しない人材を高等学校教育は、どのように考えているか。どのような施策で取り組もうとしているか。 | 記載しているところ。 | B |
| 特別支援教育を高等学校の教育にどのように入れようとしているのか。 | 特別支援教育は、特別な支援を必要とする生徒等が在籍する全ての学校において実施されるものである。高等学校では、「個別の教育支援計画」の活用により中学校からの支援が適切に引き継がれる体制を推進するとともに、校内支援体制を確立して具体的な支援の充実を図る。 | E |
| 鳥取県の10年後の姿の何を問題とし、H21～25年で進めようとしている施策がよくわからない。数値目標を、その施策の進捗状況をチェックすることによってどう活かすのか、P・D・C・Aのマネジメントサイクルも出てくるがどう活用できるのか、肝心の部分が不十分。 | 本計画に沿った取組の自己評価とその結果に係る県民や関係機関の意見を参考に毎年度アクションプランを作成していく予定。 | B |
| 抽象的な目標の羅列に過ぎないという印象を受ける。 | | B |
| 年次計画や優先順位もなく、毎年度のアクションプランを設定していくというのはいかなるものか。財源の確保が厳しいからこそ、優先順位を明確にした年次計画が必要。 | | B |
| 具体的な施策や個別の事業を教育現場や県民の声を聴きながら作り上げていくという姿勢を大切にして、現場の望むシステムを構築していただけることを期待する。 | | B |

②目指す人間像

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|-------------------|----|
| 「ふるさと鳥取に誇りを持つ」「地域やふるさとへの貢献」「社会の一員」等は大切 | 目指す人間像に記載しているところ。 | B |

③施策1「生涯にわたって学び、社会全体で子どもたちを育てる体制づくり」

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|---|----|
| 家庭教育の充実をいかに図っていくのか、具体的な施策が展望できない。 | 具体的な取り組みについては、毎年度アクションプランに盛り込んでいく予定。 | B |
| 社会全体で取り組む教育の推進はどのように図られるのか。 | 具体的な取り組みについては、毎年度アクションプランに盛り込んでいく予定。 | B |
| 結果的にしわ寄せが学校教育に大きな負担や課題となっている。 | 社会全体で取り組む教育の推進として記載したところ。 | B |
| 大人が変われば子どもも変わるということからも、大人の規範意識やマナーの向上を図っていくべき。 | 1（2）の取組の方向に「親や大人がモデルを示す運動の推進」など大人に対する取組も行う予定。 | B |
| マスコミの影響は非常に大きい。子どものためにどうあるべきかというような議論も県レベルで必要。 | メディアリテラシー教育として記載済み。 | B |

④施策2「「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進」

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|---|----|
| 決して良い環境とはいえない本県で、学校現場では教育成果を上げている。さらに求められるのは人的、物的な条件の整備 | 人的→3（3）に記載しているが教員数の増は財政的に困難。このため、教職員の過重負担・多忙感の解消策で対応するよう記載済み。また、物的な条件整備は、3（4）に教材活用等が記載済み。 | B |
| 教育＝学校教育ということではなく、根底には家庭や社会があるので、そのバランスや充実こそ大切 | 社会全体で取り組む教育の推進として記載済み。 | B |

⑤その他参考意見

- ・施策の方向性に主な数値目標が示されたことは評価する。
- ・人財の養成を示すことはよい。
- ・特別支援教育の充実として、目指すところが示されたことは支持する。
- ・特別支援教育が項目として入ったことは評価する。
- ・他者や社会、自然や環境と共に生きる積極的な『開かれた個』の育成というメッセージが受け取れる。
- ・五・七・五の覚えやすいフレーズである。
- ・自立の言葉の受け止めが様々だが、目指す人間像で説明されている、社会貢献という面は大切である。役立ち感が人を大きく育てると思われる。
- ・具体的な人間像を示すことはよい。
- ・学校教育は公民としての基礎的な資質能力を育てていく公教育であるという位置づけを大切にしたい。
- ・我が教育委員会でも、家庭、地域、学校(保育園)の連携した、一貫性のある児童・生徒の健全育成を目指している。学校や保育園を舞台として、各世代が交流しながら互いに高まるような活動を仕組んでいきたいと考えている。県の教育振興基本計画を参考にしながら、実践していきたい。

3 タウンミーティング

①全体

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|--|----|
| 計画は、中身について、市町村と連携をとりながら良いものにしてほしい。 | ご意見のとおりとしたい。 | A |
| 基本理念に「自立して」とあるが、計画の中に自己責任ということがはっきりと出てきていない。社会全体で自己責任の共通認識を持たないといけない。 | 自己責任については直接ではないが、「豊かな人間性、社会性の育成」の「目指すところ」に、「責任や社会のルールなどの規範意識を形成します」と記載しているところ。 | B |
| 人づくりというが、自分づくりの責任者は誰なのか。そこを常に問うていかないといいけない。もっと自己責任の部分を出しても良いと思う。 | | B |
| 国や県が示す計画は立派なことが書いてあるが、学校の先生が子どもに向かう時間が少ないように思える。そういった中で、計画を学校に押しつけて成果を出せというのはどうかと思う。 | 今後5年間の鳥取県教育の目指す方向性を示すものであり、その中には教員の多忙感の解消にも取り組んでいく予定。 | E |
| 計画は全て理想論だけ書いてある。これでは現場の先生は大変ではないか。計画の内容を簡素化して読みやすくしてほしい。 | 教員には、別途機会を通じて説明する予定。 | C |
| 教育は不易と流行であり、本計画は21世紀ビジョンを盛り込んであるので良いが、鳥取県として不易な部分を持って教育振興を行ってほしい。 | ご指摘のとおり取り組んでいきたいと考えているところ。 | B |
| 将来ビジョンの懇談会でも話し合ったが、子どもたちが鳥取県からどんどん出て行っても良い。子どもたちが「鳥取県で育った」という自信を持った育成にすべき。また、将来「鳥取県に帰ってきたい」という鳥取県を作るべき。 | ご指摘のとおりと考えている。このため、本計画も鳥取県の将来ビジョンと連携し人財づくりに取り組む予定。 | B |
| 数値目標が示されていないところは生ぬるいと感じた。 | できるだけ数値目標を示すようしているが、示すことが適当でない項目もあるので御理解いただきたい。 | E |

②基本理念

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|--|----|
| 自立ということが、要介護者にも必要とされとうがってみられてしまう恐れがある。自立ということは義務教育の間に身につけさせるべき言葉。全県民が対象なので、きっちり説明できないといけない。国の計画では義務教育のみ自立がうたっているが、県は一番最初にあげてあるので説明するようにしてほしい。 | 要介護者においても、目指すところは自立と社会参加であり、それぞれの立場の自立があるため、特に表記などの修正はしない。 | D |
| 自立という事は重度な要介護者でもそれぞれの立場の自立がある。自立ということを県民にどのように理解してもらうかがポイント。自立は幅広いものという県民の認識が必要。自立を促すためには家庭の愛力が大切。その土台があり、学校では、知識だけではない学力を学ぼうとする子どもを作ることが大事。 | | D |

③目指す人間像

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|-------------|----|
| 自己責任という観点では、目指す人間像の順番は、「自立して」生きていく人と「社会の中で、社会を支えて」生きていく人の順番を入れ替えた方が良い。 | 順番はこのままとした。 | D |
| 道徳教育の充実といいながら、目指す人間像に、ルールとマナーの表記はあるが、モラルの表記がない。モラルを入れるべき。 | ご意見を反映させる。 | A |

④施策1「生涯にわたって学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり」

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|--|----|
| 自己学習のためだけの生涯学習だけでは駄目。本人がスキルアップして、地域に還元する仕組みが求められている。今後も地域づくりや、まちづくりなどのコーディネーターの養成をしていただきたい。 | 現在も実施しているところ。今後も継続していきたい。 | B |
| 家庭教育について、経済危機が深刻となっており、子どもたちの教育機会が失われることを危惧する。個々の家庭は非常に厳しい。本当に問題を抱えている家庭へのアプローチを考えていかないといけない。 | H21に取り組むこととしている。(H21アクションプラン「家庭教育基盤形成事業」) | B |
| 計画本体は、青年層と女性層の部分が欠落している。以前は、青年団や婦人会がその役割を果たしていた。基本計画の中に見えてこない。H15年に「とっとり21世紀青少年育成構想」が県で作られていたが古いので、もう一度更新して、本計画に盛り込んでほしい。 | 「とっとり21世紀青少年育成基本構想」は、「鳥取県青少年育成意識調査」などによる県民の方の意見を参考に、鳥取県の青少年施策を行っていく上で、様々な立場の大人が取り組むべき方向性を示したものである。現在、国においては、青少年育成の基本理念、国や地方公共団体の青少年計画の策定、公表などする責務、青少年施策の基本事項などを盛り込んだ「青少年総合対策推進法」の今国会での制定に向けて作業が進められているほか、昨年12月、内閣総理大臣を本部長とする青少年育成推進本部において、青少年育成施策の基本的方向性を示した「青少年育成施策大綱」が5年ぶりに見直された。このような動向を踏まえ、県民総ぐるみで青少年を健全に育成するため、「とっとり21世紀青少年育成構想」の見直しを含め、検討していく予定。 | C |
| 計画は、幼、保、小、中、高の部分が8割を占めて、青年層、婦人層、老年層等の部分が薄いように見える。年代や職業などを交差させて考えるべき。関係部局と連携を検討してほしい。 | 公民館活動など社会教育活動、生涯学習の取組の中で関係部局と連携し取組を行う予定。 | C |
| 人権をもっと前提に出してきても良いのではないか。まず個々の人権を認め合い尊重し、子どもに自らの持っている権利を教える必要がある。人権を自分のこととして定着を図る必要がある。 | 普遍的な視点での人権学習を実施しているところであり、今後も継続していきたいと考える。 | B |
| 社会教育は、必要性の有無も含め全て洗い直しが必要。 | 社会教育は、社会教育法にも定義されているが、それを基本にして、実態に応じた、また、社会のニーズに対応した取組を行って参りたい。 | E |
| 基本理念は非常によいが、家庭内での親の育て方、考え方の影響が大きい。家庭内での親づくりが大切。 | H21アクションプラン「家庭教育基盤形成事業」の中で「子育て・親育ち講座」の開催を予定しているところ。 | B |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|--|----|
| 家庭教育について、PTAの必要性も含めて、見直しを本気でしないとイケない。PTAは学校のためではなく、会員にとって満足のあるPTAを考えるべき。また、家庭教育については、教育行政だけではなく、知事部局とよく連携する計画としてほしい。 | H21アクションプラン「基本的生活習慣の定着等による学力向上促進事業」でPTAの活性化を図ることとしている。また、家庭教育の連携については、子育て支援総室や青少年文教課と一層連携を図りたい。 | B |
| 携帯電話は、現在の中学校での教育では持たすことを前提として教育しているが、義務教育の期間は持たせる必要はない。県も町も携帯電話を原則禁止してほしい。実際、子どもたちが危険にあっており、携帯電話の教育をしている場合ではない。広島県のある町では禁止させていると聞くが、禁止させることが必要。 | 小中学校においては、携帯電話の持込は原則禁止としており、持たすことを前提とした教育はしていない。しかし、子どもたちが携帯電話の危険性を認識し、情報モラルを学習することは必要であると考える。 | B |
| 社会全体（学校・家庭・地域社会・行政・企業）～というフレームについて、PTAなどの社会教育団体等の他にNPOなどの非営利団体も考えられる。ここでいう「地域社会」に含まれるといえればそれまでですが、これは地域に暮らす住民をイメージさせる。「各種団体」として加えてもいいのではと考える。その方が現実的。 | ご意見を反映させる。 | A |
| 教育基本法の10条に家庭教育のことが新たに記載されたが、この計画も家庭教育にもっと踏み込み、具体的な施策をしてほしいと思う。 | 具体的な取り組みについては、毎年度アクションプランに盛り込む予定。 | B |
| 家庭教育や保護者も二極化しているし、今後も強くなると思われる。家庭教育の充実は大切だが、踏み込めない現実があるなら、家庭教育推進協力企業制度を活用し、企業を通じてアプローチすることも良いと思う。 | H21アクションプラン「企業との連携による子育て環境整備事業」の取組により家庭教育の充実を図ることとしている。 | B |
| ケータイ・インターネット対策の事業は、全市町村の各小中学校で行うなど21年度だけにとどまらず力強いものにして、全ての保護者に知ってほしい。 | ご指摘のような取組も考えており、平成22年度以降も継続する予定。 | B |
| 自然や社会などの体験が子どもたちに不足していると感じる。大きな原因の一つは携帯電話やゲームであり、子どもたちだけでなく大人にも働きかけが必要。 | ご指摘のとおりすべての親や大人が子どもたちの模範となるよう、家庭・地域の教育力を高めていく必要があると考える。 | B |
| アクションプランにPTAに関する取組が研修だけであり少ないと思う。もっと学校の改善に関わる部分の取組も考えたかどうか。 | 評議員制度などPTAが学校の運営改善に関わる取組は各学校で行っているところ。 | B |
| 県立図書館は市立図書館と、人材育成のための人事交流やレファレンスサービスの向上など具体的なものを見せてほしい。 | 様々な専門的事項についての研修機会を市町村立図書館等に提供するとともに、毎年希望する市町村からレファレンスを中心に1週間程度の研修派遣を受け入れているところ。また、「医療・健康情報サービス」など新しいサービスについても積極的に情報提供しており、県立図書館をモデルに事業に取り組む市町村が現れているところ。今後も支援を充実させ、県内図書館全体の更なるサービス向上を図る予定。 | B |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|---|----|
| 学校で「朝食を食べると成績が良くなる」という単純な考えのプリントが配られていたが、家庭教育はもっと包括的にPRすべき。 | 「心とからだいきいきキャンペーン」として、包括的に取り組んでいるところ。 | B |
| 緊急時のPTAの連絡網は個人情報のあることもあり難しいので、地域や会社などと連携して何かできないか。 | 一部地域では、場合により防災無線などで連絡を行っているところ。 | B |
| 人権教育や同和教育は腹を割って話すことができるよう改善すべき。 | 研修会の在り方は、参加者等の意見などを参考に見直しているところ。 | B |
| 携帯、インターネットについて、推進員の講座を実施しているが、学校やクラスなどで対応にばらつきがある。また、通知文書などでは効力が薄いので、具体的なキャンペーンなど力強い取組をお願いしたい。 | 保護者、地域の啓発については、ケータイ・インターネット教育推進員による学習会を今後も継続していきたい。また、学校への対応については、今後、関係課所で検討していきたい。 | B |

⑤施策2「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進」

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|--|----|
| 今の児童生徒は夢や目標を持ってない生徒が多いから、キャリア教育に重きを置いてほしい。 | ご意見のとおり、生き方のモデルを子どもに示すことは重要であり、自立的に生きていくための力と態度を育てるため、すでに小中高の発達段階に応じてキャリア教育を実施しているが、今後、小中高一貫した体制化を図っていこうとしているところ。 | B |
| 施策目標の中に「自立」を盛り込んで頂けないでしょうか。 | 目指す人間像に盛り込んでおり、それを目指したものととして、各施策目標を設定しているところ。 | B |
| 引き続き、不登校対策に人的、財的支援をお願いしたい。 | 不登校対策は県の重要課題であり、引き続き努力していきたいと考えているところ。 | B |
| 体力では、学校教育の中で力を入れないと、子どもたちの持久力、持続能力がなくなる。総力をあげて力を入れたいといけない。 | 小中学校では、今回改訂された学習指導要領では、子どもの体力低下や運動習慣の二極化などの問題を解決することをねらいとして改善が図られている。学校では、学習指導要領に沿った体育・保健体育学習の実践を核としながら、学校教育活動全体を通してバランスのとれた体力向上を図っていききたいと考える。 | B |
| 幼児教育は、幼児教育と学校の連携が必要 | 計画に盛り込んでいるところ。 | B |
| 自らの子どもも不登校になったが、子どもが躓くときは必ずある。優しい子もたくましくない子どももいる。計画の中で不登校がいじめなどの問題行動と同列に書いてあるが、不登校といじめは別物。また、不登校率は他県と比較して低いとか高いという問題ではない。 | ご指摘のとおり修正する。 不登校率の最終目標は限りなく0に近づけることだが、毎年度の取り組みとして前年度を下回ることにしている。 | A |
| 経済格差について、学校で塾の代わりになる補習などを行うことを考えほしい | 小中学校では、基礎学力の確実な定着を図るため、各校における放課後学習や補充学習を推進する旨、振興基本計画にも記載しているところ。また、県立高校では、生徒の進路希望に応じて補習や個別指導などの取組を行っているところ。 | B |
| 子どもが将来どんな人間になりたいかを考えなくなった。これは日本の教育が間違っていた。どんな人間になりたいかと聞かれて、他国では「人の役に立ちたい」と答えるが日本の子どもは「お金持ち」と答える割合が一番高い。学校で「夢を持って」と繰り返し言って、子どもに教えることが必要ではないか。目的さえあれば勉強は苦にならない。 | 新学習指導要領にも基本理念として引き継がれた、まさに「生きる力の育成」につながることであり、新学習指導要領の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、今後もキャリア教育を通じて取り組んでいく。 | B |

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|---|----|
| <p>発達障害児が多くなり、通常学級の中に混ざっているのが、教員の専門化を図らないといけない。また、高等部のみの職業訓練校的な専科の特別支援学校を早急に作る必要がある。また、特別支援教育は行政の谷間を埋めることが必要。早い段階で教育、労働、福祉が連携し、子どもを検討するシステム作りが必要。雇用達成に率先して努力してほしい。</p> | <p>平成12年度から学習障害等専門研修への派遣を継続して行い、発達障害に関する専門性の高い教員の養成を行っているところ。鳥取県教育審議会の答申を受け、高等特別支援学校または分校・分教室等の設置等を含め、特別支援学校の在り方について、今後具体的に検討していく予定。乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために関係機関（教育・保健・福祉・労働等）との連携は重要である。県教育委員会としては、市町村教育委員会等と連携し、特別支援教育の推進を図っていく。県教育委員会では、関係機関（福祉・労働等）と連携しながら、障害のある生徒の就労支援の充実に向け、今後も施策を行っていく予定。</p> | B |
| <p>不登校を無くするという強い気持ちで、対策に真剣に取り組んでほしい。不登校を未然に防ぐようなきめ細かい取組が必要。</p> | <p>不登校対策は県の重要課題の一つであるという認識で取り組んでいるところ。小中学校では引き続き「スクールカウンセラー」や「子どもと親の相談員」、「スクールソーシャルワーカー」の配置などに努力するとともに、未然防止という観点からも「わかる授業」や「楽しい学校」づくりに向けての取組にも力を入れていきたいと考える。高等学校では、スクールカウンセラーの全校配置やソーシャルスキル育成のための新規事業など、対症療法的取組だけではなく、予防的な取組も行っているところ。</p> | B |
| <p>郡部は、体験活動とか本物の文化活動にふれる機会が少ない。県で手だてがあればお願いしたい。</p> | <p>小学生を対象として県文化振興財団と県教育委員会との共催で「とっとりの芸術宅配便事業」を開催しているのをはじめ、アクションプランにより、様々な取組を実施する予定。</p> | B |
| <p>学力の二極化など勉強しない子どもが多くなった原因の一つは、テレビが大きい。テレビで「おぼかキャラ」がもてはやされると、子どもたちは「これですむのか」と思う。県教委として、TV局に働きかけができないか。</p> | <p>県教育委員会からTV局に対する働きかけは難しいので、21年度から「勉強を頑張ろうキャンペーン」や「鳥取県スタンダード」などにより、勉強をする環境づくりにつとめていくよう考えているところ。</p> | B |
| <p>新規学卒者の県内定住について、大変なことであるが何か策はあるのか。</p> | <p>鳥取県将来ビジョンに基づく様々な取組と本計画の取組を連携させて総合的に取り組む予定。</p> | C |
| <p>5年後の学力及び体力の目指す目標値を示してほしい。</p> | <p>体力は目標数値を示すこととする。学力については、各学校が目標を定めることは可能であるが、鳥取県全体で共通の目標値を設定することは困難。</p> | A |
| <p>計画は総論的なことだけが記載してある。学力の二極化が一番の問題であり、その下支えをどうしていくのか具体的なことが見えない。</p> | <p>アクションプランに、「勉強頑張ろうキャンペーン」、「鳥取県スタンダード」など様々な学力向上対策の取組を行うこととしているところ。</p> | B |
| <p>児童福祉施設に入所している児童生徒を、普通クラスでは難しいからと、小中学校側が安易に特別支援教室に入れたがる傾向がありとても残念。教員にはもっと子どもを見てほしい。</p> | <p>引きつづき教職員の資質向上に努めていきたい。</p> | E |

⑥施策3「学校教育を支える教育環境の充実」

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|--|---|----|
| 行政や教員は優秀だが、人の気持ちになれるという部分が不足している。これは生まれ持ったものではないか。是非、教員採用時に、障害を持った人や生活が苦しい人を採用してほしい。 | 教員採用について、身体に障害のある者を対象とした選考については、実施している。なお、生活が苦しい人を採用するという制度は考えていない。 | B |
| 学校教育は、県民の期待に応えることができる教員の採用などをお願いしたい。 | 選考方法を工夫・改善するなどして、より指導力を持った、県民の期待に応えられる教員を採用するよう取り組んでいるところ。今後も努力していきたい。 | B |
| 近年、地域が学校教育に絡んでいく機会が多いが、県民の思いと教員の意識にずれが当分の間あると思うので、教員が県民の負託に応えることができるよう県には支えをしてほしい。 | 共通理解が図られるよう教員研修や説明会など機会を捉えて情報提供していきたい。 | C |
| 南部町では現在、地域が学校応援隊的活動で係わってきているが、少子高齢化社会を迎えた今日にあってこれからは、共に支えあう「学校」と「社会」という構図になると思う。空き教室等の施設を地域住民が使ったり、教師の授業も受けられるというシステムも考えられるのではないか。 | 県立学校においては、社会人の聴講生という制度もある。小中学校においては、学校教育に支障がない範囲で、設置者の市町村教育委員会と相談して進めていただきたい。 | B |
| 高校改革について、地域振興との関係があるため安易な高校の廃校は辞めてほしい。高校が無くなると周辺から人がいなくなる。そういった視点を教育委員会も持ってほしい。 | 留意する。 | E |
| 高校の適正規模は4～8学級と県の基本方針では言っているが、岩美高校は現在3学級。基本方針を3学級～と変えるべきではないか。 | 基本方針を変更する予定はない。 | D |
| 人口減少期における学校の在り方について、小学校と中学校をくくられると中学校は苦しい。中学校は中学校独自の課題があるので独立させても良いのではないか。 | 取組の方向には基本的な考え方を書いており、具体的な取組は各市町村教育委員会で判断されることであり、表記の変更はしない。 | D |
| 児童養護施設に入所している児童生徒が通学している小中学校は大変。施設協議会でも以前からできるだけ学校に対する支援をお願いしているが、学校に対する加配をお願いしたい。 | 学校環境を考慮し、できる限り検討していきたい。 | B |
| 学力向上のために中高一貫など良いことがあるなら早く取り組んでほしい。スピード感が重要。 | 今後、生徒減少期が見込まれる中、鳥取大学の設立の動きをにらみながら検討しているところ。 | E |
| 学校や地域の安全はボランティアだけで行っているは大変なので、スクールガードリーダーは大変良い制度。現在の制度を維持してほしいが、もし予算措置がなくなったとしても、制度だけは残してほしい。 | 計画の中にスクールガードリーダーの活動支援を盛り込んでいるところ。 | B |
| スクールガードリーダーの人数の数値目標を示すべき。そうしないとリーダーになる人の確保は大変である。 | 地域独自に同趣旨の様々な取組みが行われており、スクールガードリーダーのみに絞って目標数値を設定するのは見合わせたところ。 | D |
| 数値目標に安全マップの作成を100%とあるが、作っておしまいではいけない。ずっとやっていくことが必要。 | ご意見とおりに取り組んでいるところ。 | B |
| 安全マップを作成する指導員の人数も数値目標に目込むべき。 | 安全マップは作成する指導員がいなくても作成できるため、指導員の人数を数値目標に入れ込むことは適当でないと考える。 | D |

⑦施策5「スポーツの振興」

| 意見 | 対応方針案 | 分類 |
|---|---|----|
| <p>競技力向上は、目指さなくても良い。将来スポーツで飯を食えるようになる人は少ない。それよりも日常生活を送ることができる体力をつけさせることの方が必要。</p> | <p>競技スポーツの振興は、県民のスポーツに対する関心や意欲を高めるだけではなく、多くの県民に夢と希望、感動と勇気を与え、郷土愛を育むとともに、県の活性化にも大きく寄与するものである。そのためにも競技力の向上は必要である。また、「競技力向上」だけではなく、スポーツを通じた健康づくりや体力づくりのための「生涯スポーツの推進」についても、取り組んでいるところ。</p> | E |
| <p>国体はなぜ1位を目指さないのか。1個の競技だけでも1位を目指すべき。目標が30位台は中途半端。最近近所でJリーガーが誕生したが、子どもたちの励みになる。国体の目標が1位だと励みになる。</p> | <p>各競技団体とも国体出場や国体入賞を目指し、また競技団体によっては国体優勝も視野に入れて強化に取り組んでいるところ。しかし、国体総合成績（都道府県対抗）は40位前後に低迷している現状を考え、当面の目標として「30位台の定着」を掲げているもの。今後、本県の競技力が向上すれば、さらに上の目標を設定したいと考える。</p> | E |
| <p>スポーツの指導者がいないので、指導者の人数の数値目標を示すべきである。</p> | <p>指導者の人数を具体的に表すためには、対象者や該当種目ごとにどれだけの需要があるのかを明確にする必要があるが、現状ではどの程度の需要があるのか分からないので、数値目標を示すことは困難と考える。</p> | D |

⑧その他の意見

- ・学力テストの開示・非開示の議論では、児童養護施設の児童生徒が通学している学校も一律に公表することはフェアではない。
- ・計画だけではないが、倉吉市の行政が縦割りである。利用者としてはどこの事業か関係ないので、話し合いを持つなど縦割り行政をどうにかしてほしい。